

質問書への回答

「幸手市シティプロモーション映画制作業務」において提出がありました質問書について、下記のとおり回答します。

質問No.	質問箇所 (資料名、該当ページ等)	質問事項 (原文ママ)	回答
1	仕様書 P 2 5 業務内容(10)	「幸手市内の劇場」とは、シネプレックス幸手を指しているのでしょうか。 「その後、市外への展開・配給など10館以上の上映」と記載されていますが、興行館ではなく非劇場（市町村の文化会館等）でも上映環境があれば、本仕様の条件を満たすのでしょうか。	お見込みのとおりです。今後市内劇場が誕生することがあれば、そちらも含まれます。 興行館を想定しております。文化会館等の非劇場は本仕様の条件を満たすものではありません。
2	仕様書 P 1 3 履行期限 仕様書 P 2 5 業務内容(10)	仕様上、令和8年10月31日までに上映することとされておりますが、これは劇場での上映を指すのでしょうか。 上記の質問とも関連しますが、例えば、10月31日までに非劇場で上映し、その後幸手市内の劇場で上映する場合も本仕様の条件を満たすのでしょうか。	お見込みのとおりです。 非劇場については本仕様の条件を満たさないことから、上映数には含まれません。
3	仕様書 P 3 7 著作権等について (6)	著作権の帰属について、実行委員会と受託者で協議とありますが、受託者のみが著作権を持つ事が協議によっては可能となるのでしょうか。 また、配給や2次利用での収益の帰属先についてご教示ください。 (例えば、協議によって著作権を受託者のみが持つこととなった場合、2次利用等による収益は受託者にすべて帰属するのでしょうか。 また、仮に著作権が実行委員会と受託者で1/2ずつとなった場合、2次利用による収益の帰属は著作権の持ち分どおりとなるのでしょうか。)	お見込みのとおりです。 協議によって可能となります。 配給や2次利用での収益の帰属先も同様となります。
4	仕様書 2制作目的 (5) 幸手らしさを活かしたレシピを開発し、今後の幸手の食や観光の発展につなげること。	映画のストーリーが、レシピや食がメインにならなくてもいいのでしょうか。	ストーリーのメインにする必要はありませんが、レシピや食をキーフクターにして、その後、幸手市のふるさと納税返礼品や観光、地域振興につながるような展開を求めています。
5	仕様書 3 履行期間 ただし、映画については、令和8年10月31日までに上映すること。 それまでに6に定める納品物を納品すること。	10月31日までに、どこかの映画館で1カ所でも上映できればいいのでしょうか。 それとも、上映する全ての映画館で上映しなければならないのでしょうか。	仕様書5(10)に記載のとおり、まずは幸手市内の劇場での公開することを求めています。 10月31日までに計画した全ての映画館での上映を求めるものではありません。なお、仕様書8(1)に記載のとおり、公開ができなかった場合には委託金を全額返金することとします。
6	仕様書 5 業務内容 受託者は、業務の目的等を十分理解し、映画の制作に係るすべての業務を行うものとする。具体的内容は別紙提案書のとおりとする。	「具体的内容は別紙提案書のとおり」とありますが、具体的内容は業務内容のことでしょうか？その場合、別紙提案書はどれを示していますでしょうか？	別紙提案書は、幸手市シティプロモーション映画制作業務プロポーザル実施要領のことを示します。
7	仕様書 5 業務内容 (2) ウ 高校生や大学生を対象にしたボランティアを組織	「ボランティアを組織」とは、高校生や大学生を対象として、本シティプロモーションに関する業務をサポートするボランティアを組織するといったことでしょうか？	映画制作に関して受託者・実行委員会等と協働し活動するボランティアを組織することを想定しています。 この映画制作は市民とともに制作することを重要視しています。
8	仕様書 5 業務内容 (7) キャスティング 多くの人に認知されている者をキャストイングし、実行委員会の了承を得ること。	「多くの人に認知されている者」はどの程度でしょうか。想定しているイメージなどあれば教えてください。	公共の場への露出：テレビ、映画、音楽、スポーツ、政治などの分野で活動し、多くの人々にその存在や活動が知られていること。 メディアの注目度：新聞、雑誌、インターネットなどのメディアに好意的に複数回取り上げられていること。 社会的な影響力：その言動や活動が一般の人々に影響を与えることがあり、トレンドを作り出したりすることがある。 ファンやフォロワーの存在：多くの支持者やファンを持ち、その活動を追いかける人々がいる。 現在、上記のいずれか、または複数を満たす人を想定しています。

質問書への回答

9	<p>仕様書 5 業務内容 (5) 撮影 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影・編集に限らず納品後の加工、放映（YouTube等やテレビ局等への提供等も含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理も含む。） イ出演者、協力者、設営場所の交渉や許可 ウ使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担、天候不良などによる再撮影等にかかる経費等も本契約金額に含めること</p>	<p>著作権は履行期間（令和9年3月31日）までになりますでしょうか？ YouTube等の配信も履行期間中のみで、期間後は取り下げる事で問題ないでしょうか？ 出演者の契約期間に影響するため。</p>	<p>履行期間後も配信されることを想定していません。ついては、著作権も履行期間後も発生すると考えています。 また、仕様書7（6）に記載のとおり、実行委員会、幸手市及び幸手市に關係する団体（幸手市観光協会等）が使用したい場合については、無償でこれを使用することができるものとなっております。</p>
10	<p>様式3 会社概要書</p>	<p>従業員数の記載欄に技術系、事務系、その他とありますが、映画制作や編集プロダクションにおける技術系と事務系はどのような想定となっておりますのでしょうか。</p>	<p>映画制作に特化した会社概要書ではないため、決まりはありません。御社の判断に則して記載していただいて問題ありません。</p>
11	<p>様式7の1 業務実施体制表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本資料ではあくまで“技術者表記”に限定されているように見受けられますが、映画制作においては外部クリエイター（例：監督、撮影監督、配給担当者等）を含めた業務体制を別途提案書に記載することを想定してよろしいでしょうか。（外部のクリエイターや製作会社、配給会社、予告編製作なども含めた全体の体制図を想定しております） ・技術者は映画制作においてどのポジションを想定されておられるのでしょうか。もしカメラマンや照明担当者ということであれば、参加申し込み時点では決められないのですが、その場合は未記載でも問題無いのでしょうか。 ・学歴は必須なのでしょうか。また学校名も必須なのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制を別途提案書に記載していただいて問題ありません。 ・参加申し込み時点では決められない場合は未記載でも問題ありません。 ・学歴は必須ではありません。学校名も同様です。
12	<p>様式7の2 業務担当者調書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格というのは映像制作や編集において特に保持していないスタッフが主流となります。その場合は未記載で問題無いでしょうか。 ・7の1とも関連いたしますが、業務概要での管理技術者、担当技術者というのはどういう区分けになるのか具体例などご教示いただくことは可能でしょうか。 ・手持業務の状況については守秘義務などの関係上、ある期日を過ぎるまでは固有名詞を出せないもしくは期日には関係なく出せない場合があります。そういったケースでは固有名詞は出さずに例えば、映像編集業務といった表記で問題無いのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未記載で問題ありません。 ・映画制作に特化した様式ではないため、御社の判断に則して記載していただいて問題ありません。 ・記載できない場合については、映像編集業務など表記で固有名詞を出さずに記載していただいて問題ありません。
13	<p>プロポーザル実施要項</p>	<p>(2) 市民との協働に記載されている(ア)から(ウ)の3項目実施企画において、部会、ワークショップ、オーディション、ボランティア説明会などを実施する場所やまたそれぞれの告知などは市側でご用意・ご対応されるということでしょうか。もしくはその費用も見積に入れておく必要があるのでしょうか。（ワークショップの講師費などは計上いたします）</p>	<p>公共施設をご利用の場合には市で用意することが可能ですが、民間施設を利用される場合には、その費用は見積もりに入れていただきます。告知につきましても同様です。予算以外の費用負担はいたしません。</p>
14	<p>プロポーザル実施要項</p>	<p>(10) 日程のうち、プレゼンテーションは現時点では未定となっております。プレゼンテーションの日時について、やむを得ない業務都合がある場合、事前の相談や日程調整の余地はございますでしょうか。また、プレゼンテーションには協働予定の外部クリエイター（監督など）は参加可能でしょうか。</p>	<p>どちらも可能です。</p>
15	<p>プロポーザル実施要項</p>	<p>(13) -7に「企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、」というご説明がありますが、ストーリー案等、知的財産権上の保護が必要な記載については、どのような形式・手続きをもって『開示対象外』として扱っていただけるのか、期日や方法を具体的にご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>契約後に受託者と幸手市シティプロモーション映画製作実行委員会とで協議して決定する想定です。</p>
16	<p>企画提案書等作成要領</p>	<p>1総則- (4) に「企画提案書については、提出者である企業等の名称を記載しないこと。」という指示がありますが、企画提案書内において、監督・脚本家等の外部クリエイターの氏名や実績を記載することは問題無いと理解しております。差し支えがある場合はその旨ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>差し支えありません。</p>